資料　３

現行「室蘭市民のくらしをまもる条例」と
（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）比較表

第１章　総則（第１条―第５条）

参考

第４章　第〇〇条（(不当な取引行為の禁止）・・・ 参考

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
（目的） 第１条　この条例は、他の法令に定めがあるものを除くほか、市民の日常生活における費者の利益の擁護及び増進と消費者の権利を確立するため市長及び事業者並びに消費者の責務を明らかにするとともに、その基本的な施策を定めその施策の総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。	（目的） **第１条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費生活に関する総合的な施策（以下「消費者施策」という。）の推進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資することを目的とする。**	本条例の目的を明らかにするものであり、「市民の消費生活の安定と向上を図ること」を最終の目標としている。 なお、当該施策は、「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差」を基本的な前提として行われるべきであることから、これを明記している。	第１条　この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、市及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、その施策を総合的に推進し、もつて市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。	第１条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量、交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の果たすべき責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上に資することを目的とする。
（定義） 第２条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)　消費者　事業者が供給又は提供する商品等を消費して生活するものをいう。 (2)　事業者　商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。 (3)　商品等　事業者が供給又は提供する商品及びサービスをいう。 (4)　欠陥商品等　消費者の生命、身体に危害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある商品又は消費者に不利益を及ぼす商品等をいう。 (5)　不安商品等　安全性が社会的に確認されていない商品等をいう。 (6)　生活関連物資　日常の消費生活に関連性の高い商品等をいう。	**削除**			
	（基本理念） **第２条　消費者施策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のため、消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。** **(1)　商品及びサービス（以下「商品等」という。）について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利** **(2)　商品等によって消費者の生命、身体又は財産が侵されない権利** **(3)　消費者に対し、商品等の必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利** **(4)　消費者の意見が消費者施策に反映されるとともに、取引に関して不当に受け**	本条例の目的達成に当っての基本的な考え方・理念を規定した。 事業者が事業活動を行い、消費者が消費生活を営み、行政が施策を推進する上で、各々が基本とすべき考え方や理念を示した。	（基本理念） 第２条　消費者の利益の擁護及び増進に関する施策（以下「消費者施策」という。）の総合的な推進は、市、事業者及び消費者の相互の信頼及び協力の下に、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。 (1)　消費生活を営む上で使用し、又は利用する商品及び役務（以下「商品及び役務」という。）について、基本的な需要が満たされること。 (2)　商品及び役務によつて生命、身体及び財産を侵害されないこと。 (3)　適正な取引環境の下で商品及び役務を自主的かつ合理的に選択できること。 (4)　消費生活において不当に受けた被害か	（基本理念） 第２条　消費者政策の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの権利の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行わなければならない。 (1)　消費者の生命、身体及び財産が侵されない権利 (2)　商品及び役務（以下「商品等」という。）について、消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利 (3)　消費者に対し、必要な情報が適切かつ迅速に提供される権利 (4)　消費者の意見が消費者政策に反映され

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
	た被害の処理及び救済が適切かつ迅速にされる権利 **(5)　消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利** **２　消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。** **３　消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展及び環境の保全に配慮して行われなければならない。**		ら適切かつ迅速に救済されること。 (5)　消費生活を営む上で必要な情報が適切かつ迅速に提供されること。 (6)　自立した消費生活を営むために必要な教育が受けられること。 (7)　健全な生活環境の下で消費生活を営むことができること。 (8)　消費者の意見が消費者施策及び事業者の事業活動に適切に反映されること	るとともに、適切かつ迅速に、取引に関して生じた苦情の処理及び被害の救済がされる権利 (5)　消費者が自立して消費生活を営むために必要な教育を受ける権利 2　消費者の自立の支援に当たっては、事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。 3　消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展及び環境の保全に配慮して行われなければならない。
（市長の責務） 第３条　市長は、経済的又は社会的状況に応じた消費者の保護及び物価の安定に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。 ２　市長は、前項の施策を実施するに当たって必要があると認めたときは、国及び他の地方公共団体並びに関係業界等に対し協力を求め、又は要請するなど適切な措置をとらなければならない。	**（市の責務）** **第３条　市は、前条に規定する基本理念にのっとり、市民の参加と協力の下に、経済社会の進展に即応した消費者施策を策定し、及び実施しなければならない。** **２　市は、消費者施策の策定及び実施に当たっては、消費者の意見が反映されるよう努めるとともに、環境の保全に配慮しなければならない。**	消費生活の安定及び向上に関する施策の推進における市の責務を規定しているものである。	（市長の責務） 第３条　市は、前条に定める基本理念にのつとり、市民の参加と協力の下に、消費者施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。 ２　市は、消費者施策の推進に当たつては、環境の保全に配慮して行うよう努めなければならない。 ３　市は、消費者施策の推進に当たつて必要があると認めるときは、他の地方公共団体と提携して国、道に実効ある措置をとるよう要請しなければならない。	（市長の責務） 第３条　市は、広く市民の理解と協力を得て、消費者政策を実施するものとする。
（事業者の責務） 第４条　事業者は、商品等について消費者の安全と利益を確保するため適切な措置を講ずるとともに市長が実施する施策に協力しなければならない。	**（事業者の責務）** **第４条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、消費者施策に協力するとともに、次に掲げる責務を有する。** **(1) 消費者の安全を確保すること。** **(2) 法令等を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。** **(3) 消費者に対し、供給する商品等について、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。** **(4) 消費者との取引に際して、消費者の知識経験、財産及び年齢の状況等に配慮すること。** **(5) 消費者からの苦情を適切かつ速やかに処理すること。** **(6) 提供する商品等に関し、環境の保全に配慮すること。**	消費生活の安定及び向上を図る上での事業者の責務を規定した。 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差の存在を踏まえ、「責務」として位置づけた。	（事業者の責務） 第４条　事業者は、商品及び役務を提供するに当たつては、第２条に定める基本理念にのつとり、次に掲げる事項に努めなければならない。 (1)　消費者の安全を確保すること。 (2)　商品及び役務の品質の向上を図ること。 (3)　法令を遵守し、消費者との取引における公正を確保すること。 (4)　消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。 (5)　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (6)　自ら又は共同で消費者の苦情を処理する体制を整備し、苦情を適切かつ迅速に処理すること。 (7)　環境の保全に配慮すること。 (8)　市が実施する消費者施策に協力すること。	（事業者の責務） （事業者の基本的責務等） 第４条　事業者は、その供給する商品等について、次に掲げる責務を有する。 (1)　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。 (2)　消費者に対し、必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (3)　消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。 (4)　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。 (5)　市が実施する消費者政策に協力すること。 2　事業者は、その供給する商品等に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
（消費者の責務） 第５条　消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため自ら進んで消費生活に必要な知識の修得に努めるとともに消費者相互の連携及び健全な組織化を図り、自主的かつ合	**（消費者の役割）** **第５条　消費者は、自ら進んで消費生活に関し必要な知識を習得、必要な情報の収集等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。**	消費生活の安定及び向上を図るうえでの消費者自身の役割を規定しているものである。 消費者は事業者との間で情報の質及び量並びに交渉力等の格差が存在し、対等ではない状況	（消費者の責務） 第５条　消費者は、消費生活の安定及び向上を図るため、自ら進んで、消費生活に関し、必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。	（消費者の責務） 第５条　消費者は、自ら進んでその消費生活に関し、必要な知識を習得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

（現行）室蘭市民のくらしをまもる条例	（改正）室蘭市民のくらしをまもる条例（案）	規定の趣旨	参考　旭川市	参考　釧路市
理的に行動するよう努めなければならない。	**２　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。** **３　消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。**	を踏まえ、「役割」として位置づけた。	２　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。 ３　消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。	２　消費者は、消費生活に関し、環境の保全に配慮するよう努めなければならない。
参　　考				
（不適正な販売行為の禁止） 第２０条　事業者は、生活関連物資の円滑な流通を妨げ、又は不適正な価格で販売する行為を行ってはならない。	**（不当な取引行為の禁止）** **第〇〇条　事業者は、消費者との取引に関して、次に掲げる行為であって規則で定めるもの（以下「不当な取引行為」という。）を行ってはならない。** **(1) 適正な表示、説明等をせずに、消費者を欺き、又は誤信させ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。** **(2) 消費者の意に反して契約の締結を勧誘し、契約を締結させること。** **(3) 消費者に不当な不利益をもたらし、又は消費者の権利を不当に制限する内容の契約を締結させること。** **(4) 不当な手段により、消費者又はその関係人に債務の履行を強要すること。** **(5) 債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。** **(6) 消費者の正当な権利の行使を不当に拒否し、又は遅延させること。** **２　市長は、不当な取引行為を定めるに当たっては、あらかじめ、（仮称）室蘭市消費生活審議会の意見を聴くものとする。**	本条は、事業者が行ってはならない不当な取引行為を定め、商品等に係る事業者と消費者の取引の公正と消費者被害の防止を図るための規定である。 多様なサービスの出現やＩＴ化の進展等に伴い、新たな取引形態に係る消費者被害も増加している。また、法規制を意図的に脱法した悪質事業者による被害も増加している。 国は、規制を緩和し、公正で明確な市場ルールを整備して事後監視機能を強化する行政施策を進めているが、構造的に発生する消費者と事業者との交渉力等の格差に鑑み、消費者契約法などの新たな民事ルールを制定した。また、規制緩和推進の中においても悪質な事業行為や販売形態などには、これまで以上に厳しい規制が必要として、特定商取引法や割賦販売法等を改正している。 本市では、相談件数は横ばいとなっているが、高齢者を狙った巧妙な販売方法や手口が増加してきており、経済社会状況と消費者被害の実態を捉え、本条例の改正に伴い、北海道条例と同様な具体的な取引を明示し、事業者に不当な取引を行わせないための規定である。	（不当な取引行為の禁止） 第２４条の２　事業者は、消費者との取引に関し、次に掲げる行為（以下「不当な取引行為」という。）を行つてはならない。 (1)　販売の意図を隠して消費者に接近し、又は商品及び役務の内容若しくは取引条件等に関して、重要な情報を故意に提供しないことにより、若しくは虚偽の情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (2)　消費者の取引に関する知識、判断力若しくは経験の不足に乗じ、消費者の自発的意思を待つことなく執ように説得し、又は消費者を不安に陥れて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。 (3)　消費者に一方的に不利益をもたらす不当な内容の契約を締結させること。 (4)　消費者又はその関係人に対し、欺き、又は威迫する等の不当な手段を用いて、契約（当該契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を強要すること。 (5)　契約に基づく債務の完全な履行を求める消費者からの正当な請求に対し、適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、又は遅延させること。 (6)　消費者の正当な契約の申込みの撤回若しくは契約の解除等の申出を妨げ、又は契約の申込みの撤回若しくは契約の解除に基づく債務の履行を不当に拒否し、又は遅延させること。 ２　市長は、不当な取引行為の基準を定めようとするときは、あらかじめ、旭川市消費生活会議の意見を聴くものとする。	（不当な取引方法の禁止） 第１０条　事業者は、商品等の供給に際し、消費者の知識、能力又は経験の不足に乗じて消費者を取引に誘引し、又は消費者に取引を強制する等により、消費者にその供給する商品等の選択を誤らせるような取引方法を用いてはならない。 ２　法令に定めるもののほか、不当な取引方法は、次に掲げる行為とし、その内容は規則で定める。 (1)　消費者を欺き不当に勧誘する行為 (2)　消費者の意に反して不当に勧誘する行為 (3)　不当な内容の契約を締結させる行為 (4)　不当に債務を履行させる行為 (5)　不当に義務を怠る行為 (6)　解除権の行使を不当に妨げる行為